

貨物油タンクの防食措置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編, B 編, C 編, CSR-B 編, CSR-T 編及び CS 編
事業所承認規則
鋼船規則検査要領 B 編, C 編及び CS 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

貨物油タンクの防食措置に関する事項

改正理由

老朽タンカーの油流出事故を契機に、タンカーの安全性強化の一つとして貨物油タンクの防食措置について IMO において検討が行われてきた。

その結果、2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会 (MSC87) において、国際航海に従事する載貨重量 5,000 トン以上の原油タンカーのすべての貨物油タンクの甲板裏及び内底板に、貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準 (IMO 決議 MSC.288(87)) に従った塗装又は代替防食方法の性能基準 (IMO 決議 MSC.289(87)) に従った代替手段 (耐食鋼材等) による防食措置を要求する SOLAS 条約第 II-1 章第 3-11 規則が採択された。

今般、SOLAS 条約第 II-1 章第 3-11 規則、貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準及び代替防食方法の性能基準に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 載貨重量 5,000 トン以上の原油タンカーのすべての貨物油タンクは、塗装又は代替手段による防食措置を施さなければならない旨を規定した。
- (2) 貨物油タンクに塗装又は代替手段による防食措置を施した船舶には、船級符号にその旨を付記するよう規定した。
- (3) 貨物油タンクの塗装に対する検査要件を規定した。
- (4) 貨物油タンクの塗装システムの認定試験事業所に関する要件を規定した。
- (5) 貨物油タンクの塗装システムの認定に関する要件を規定した。